


### サービスヤードの基本的な考え方

- ・サービスヤードはA部付近から本件施設用地内に進入退出するものとし、新体育館及び新市民プールのためのバックヤードに合理的・効果的な動線をもって接続すること。
- ・新体育館及び新市民プールのバックヤードはC部付近に設けることは不可とする。
- ・新体育館が広域防災拠点として機能する場合において、新体育館のバックヤードからB部付近を通り前面道路へ接続する動線を確保すること。
- ・A部、B部、各施設のバックヤードの位置は本資料及び要求水準を遵守の上、事業者の提案による。
- ・バックヤードにおける大型バスの駐車桟は事業者の提案する大会及び市の想定する大会に支障がない限り、大型バスの駐車桟を新体育館及び新市民プールとで兼用することを可とする。ただし、最低8台の駐車桟は確保すること。また、大型バス駐車場は未使用時に他の目的に活用することを可とする。

- ・  : 通り抜け型乗降場はA部付近から本件施設用地内に進入でき、B部から前面道路に出る構造とすること。左折イン左折アウトとすること。通り抜け型乗降場は通行車線と一時停車車線の2車線とし、一方通行とすること。なお幅員は安全に配慮されたものとする。また、通り抜け型乗降場内に、本件施設出入口に近接して車いす専用駐車スペースを1カ所以上設けること。

- ・ B部位置は引き出し線の端点から35m以上の離隔距離を確保することができれば、A部との間のどの位置に設けても良いものとする。

